様式第二号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事（特別保健所設置市長）」に改める。

様式第三号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事（特別保健所設置市長）」に、「名主たる事務所の所在地」を「名主たる食鳥検査に係る事務所の所在地」に改める。

様式第四号から第十号までの規定中「厚生労働大臣」を「都道府県知事（特別保健所設置市長）」に改める。

様式第十三号中「ちょう付」を「貼付」に、「抜すい」を「抜粋」に、「厚生労働大臣又は委任都道府県知事」を「都道府県知事」に、「指定検査機関」を「その指定検査機関」に改める。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第二条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七百七条第四十二号を次のように改める。

四十二　削除

第七百十五条第六号を削る。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一条第一項に規定する指定検査機関を指定する省令の廃止）

第三条　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一条第一項に規定する指定検査機関を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第三十八号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告　示

○総務省
農林水産省
国土交通省告示第二十号

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第九条の二第九項の規定に基づき、産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成二十八年十一月七日

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　山本　有二
国土交通大臣　石井　啓一

半島振興対策実施地域の名称	産業振興促進計画の区域	産業振興促進計画の作成主体の名称	産業振興促進計画の名称	産業振興促進計画を認定した日
渡島	北海道久遠郡せたな町の全域	せたな町	せたな町産業振興促進計画	平成二十八年十月二十一日

○中央選挙管理会告示第三十一号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十七年中央選挙管理会告示第三号（衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件）の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月七日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

異動の届出年月日	異動事項	旧	新
平成二十八年十月十二日	他の政治団体の名称	生活の党と山本太郎となかまたち	生活の党と山本太郎となかまたち
	政党その他の政治団体の名称	自由党	生活の党と山本太郎
	略称	自由	生活の党と山本太郎

○法務省告示第五百七十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月七日

法務大臣　金田　勝年

別表第一ＪＴＣ日本語学校の項中「ＪＴＣ日本語学校」を「育秀国際語学院」に、東京国際朝日学院葛西校の項中「東京国際朝日学院葛西校」を「東京国際朝日学院　北上野校」に、国際学友会日本語学校の項中「国際学友会日本語学校」を「ＡＲＣ京都日本語学校」に改める。

○厚生労働省告示第三百九十号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年九月二十八日から適用する。

平成二十八年十一月七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
【一～二十二　略】	【一～二十二　同上】
二十三　三―[二―(イミダゾ[一・二―b]ピリダジン―三―イル)　エチニル]―四―メチル―Ｎ―[四―[(四―メチルピペラジン―一―イル)　メチル]―三―(トリフルオロメチル)　フェニル]　ベンズアミド（別名ポナチニブ）、その塩類及びそれらの製剤	【号を加える。】
二十四～三十三　【略】	二十三～三十二　【一号ずつ繰り下げる。】
三十四　エロツズマブ及びその製剤	【号を加える。】
三十五～百三十六　【略】	三十三～百三十四　【二号ずつ繰り下げる。】
百三十七　ペムブロリズマブ及びその製剤	【号を加える。】
百三十八～百七十二　【略】	百三十五～百六十九　【三号ずつ繰り下げる。】

備考　表中の【　】の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。